

月刊事務所通信

マネジメント倶楽部

平成25年7月号 第172号



Jul
7
2013

～今月のメニュー～

- 特集 消費税増税に関する経過措置 その3 1
～旅客運賃等と資産貸付けの税率～
- 税務 教育資金一括贈与の非課税特例 2
税務通信より
- 経営 細部にまで注意を払う 3
稲盛和夫 成功への情熱より
- その他 マイナンバー法成立 4
～税・年金を16年から一元管理～
- 通信欄 5

～納税のお知らせ～

- ◎ 9 / 2 6月決算法人の法人税等・消費税納付期限
- ◎ 9 / 2 12月決算法人の法人税等・消費税予定納税期限
- ◎ 9 / 2 個人事業税第1期納付期限

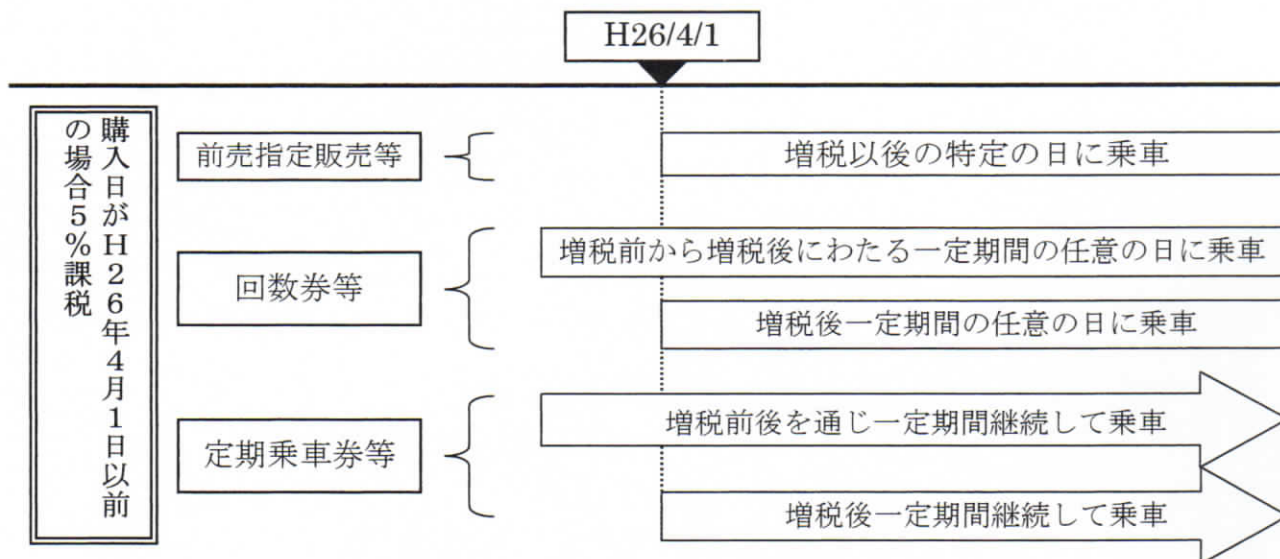
消費税増税に関する経過措置 その3

～旅客運賃等と資産貸付けの税率～

前号に引続き、消費税が5%のままとなる経過措置について掲載いたします。

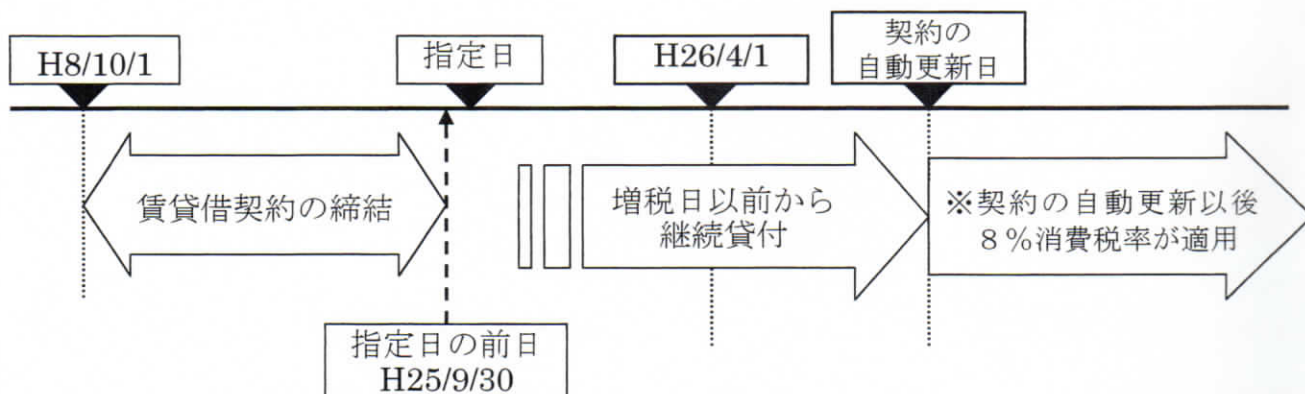
旅客運賃等の税率に関する経過措置

電車やバス、航空機等の入場料金をH26年4月1日(消費税増税日)以前に領収している場合において、その領収に係るサービスの提供がH26年4月1日以降に行われる場合は旧税率(5%)が適用されます。



資産の貸付けの税率に関する経過措置

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付に係る契約について、増税日前から引続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合には旧税率が適用されます。



なお、経過措置の適用を受ける場合にはその貸付の契約で貸付の期間や対価の額が定められている事などの要件があります。また指定日以後にその貸付の対価の額に変更がある場合適用されない等の規定がありますので、詳しくは当事務所までお問い合わせ下さい。

(担当：金田)

教育資金一括贈与の非課税特例

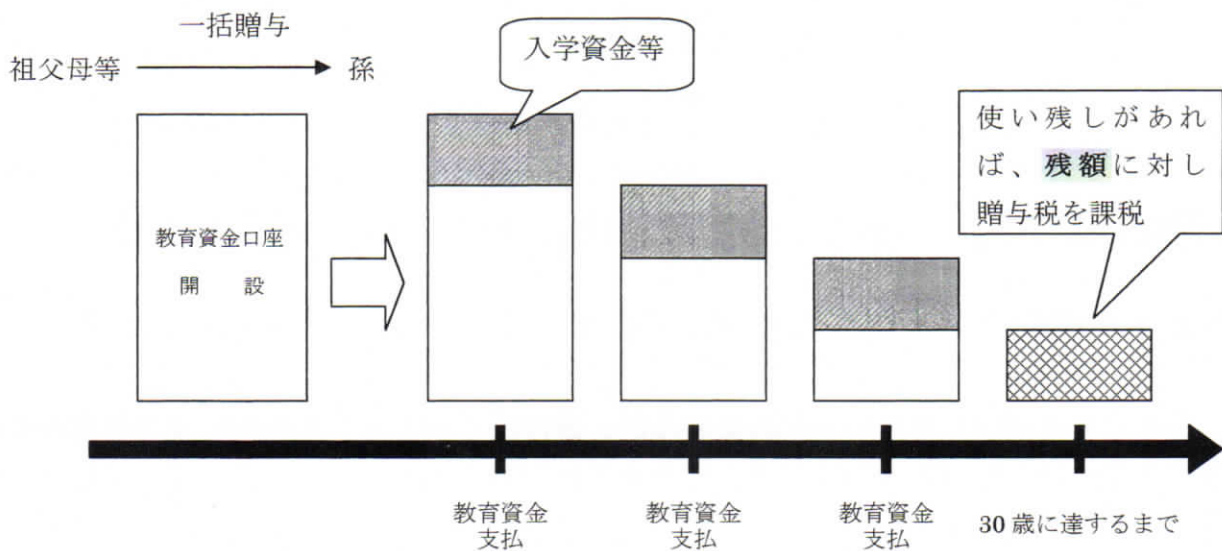
税務通信より

Q 1. 制度の概要は？

A 1. 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、受贈者(受け取る人)1 人につき 1,500 万円までを非課税にする制度です。

適用要件

- ・ 直系尊属(祖父母・父母)から 30 歳未満の者が金銭等の贈与を受ける
(30 歳未満であれば養子も対象となる)
- ・ この適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関に提出し、受贈者の名義で教育資金口座を開設してもらう。(取扱金融機関と教育資金管理契約を締結する。)



Q 2. 対象となる教育資金に該当するか否かの判定は？

A 2. あくまでも教育にかかる費用が対象となりますので、留学に必要な渡航費などは対象になりません。

教育資金の対象となるもの

- ・ 入学金、授業料、部活動費、学校給食費
 - ・ 学校で行く修学旅行費
 - ・ 学校の寮に対する下宿代 等
- ※それぞれの領収書等を金融機関に提出してください。

教育資金の対象とならないもの

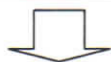
- ・ 渡航費、滞在費
- ・ 入学金等を支払うための手数料
- ・ 一般の宿舎に支払う下宿代
- ・ 通学定期代
- ・ 学校や部活動から領収書がでないもの 等

(担当：高梨)

細部にまで注意を払う

稲盛和夫 成功への情熱より

人間の本当の能力は、正しい判断ができるかどうかで測ることができます。

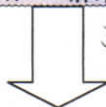


正しい判断をするためには自分が今どういう状況にあるのかよく知っている必要があります。

↓ そのためには

物事の核心に触れるほどの、鋭くかつ細部にまで行き渡る観察力がなければなりません。

これを身につけるには



神経の集中が必要

↓ これは一朝一夕で持てるものではなく

習慣性の問題で、細部にまで注意を払う習慣を身につけていれば、どのような状況にあってもたちどころに集中することができるでしょう。

忙しすぎてできないと思うかもしれませんが、逆に忙しいときこそ細部にまで注意を払う習慣を身につける最適の時なのです。たとえそれが関心のないことであっても、注意を払う努力を意識して行うべきです。

↓ これが

「意図的な注意」つまり「有意注意」なのです

↓ この有意注意を習慣づければ

いざという時に正しい判断を下せる能力が涵養されるのです。

そして正しい判断を素早く下すための注意深さと洞察力を身に着けている人が本当に「有能な人物」なのです。

(担当 梅津)

マイナンバー法成立

～税・年金を16年から一元管理～

社会保障・税の共通番号（マイナンバー）法は6月24日の参院本会議で可決、成立しました。国民一人ひとりに番号をふり、年金などの社会保障と納税を一つの個人番号で管理する新制度が2016年1月から始まり、給付申請などの行政手続きが大幅に簡素化されます。

マイナンバー制度の運用方針

- | | |
|----------|--|
| 2015年10月 | 国民に番号を通知 |
| 2016年～ | 番号カードの交付開始。番号で年金の相談や照会可能に |
| 2017年～ | 行政窓口の手続きが簡素化。介護保険給付などの添付書類が不要に
インターネットサイト上で、年金保険料などの納付状況が確認可能に（マイ・ポータブルというホームページ開設） |
| 2018年～ | 医療情報や民間での活用を含めた利用範囲の拡大を検討 |

まだ、解決すべき課題は多い

個人情報の漏えい、詐欺やなりすましの懸念もぬぐえません。高齢者をだまし、カードを使って悪用する恐れもあります。政府も「不正や詐欺事件が起こる可能性はある」としてはいますが、注意喚起しか対策がないことが実情のようです。

解決しなければならない問題点

- 携帯端末に未対応
- 他人のカード、番号を使ったなりすましの恐れ
- 個人情報の漏えいや乱用の監視
- システムの費用負担、費用対効果
- 番号利用範囲の拡大

しかし、個人番号による管理で税や保険料を適正に徴収できるようになれば行政のメリットは多くなります。将来的には個人番号を銀行の口座情報とひもづけして、脱税を防ぐことも検討課題となります。

（担当 長澤）

広告掲載の御案内

本誌では、広告掲載企業・団体を募集しております。本誌は西置賜を中心に約300社に配布されております。御社の事業活動または商品PRに、是非ご活用下さい。
(写真なしで500円、写真ありで1,000円です。)

寿し処 ぜん

かね善

山形県長井市新町
TEL 0238(84)1165



ご案内図



山形の地場産品を

世界に販売!!



世界有数のショッピングサイト



で自社商品を販売しませんか?

商品の出品条件

山形県内で製造された製品、もしくは加工された商品に限ります。仕入商品については対象外とさせていただきます。



- 兼統本舗内への出荷費用 **月額3,900円**
- 自社の店舗ページ作成
- 最大100品まで出品可能

Sanno 株式会社 サンノー企画印刷

Sanno plan printing Inc.
〒993-0035 山形県長井市晴庭1867-3
TEL 0238-88-5208 **サンノー・インタラクティブ**

URL: <http://www.sanno-planning.com>
e-mail: sanno@jan.ne.jp

入学金 0円

月額 **3,500円**~で資格が取れます!

働いている方も、夜間・土日を利用して資格取得できます!

転職のために

スキルアップのために

転職のために

社内研修のために

大注目

- ★ 医療事務・医療コンピュータ講座
- ★ 歯科助手コース
- ★ 行政書士コース

実技があるので就職後の安心!!
プロがわかりやすく指導!!

**無理なく高卒資格
マインで解決!!**

不登校 友達とうまくいかない 進学ができない 入学できる資格がない

変えたい 高校を 中退

**高校卒業資格がないと
就職や進学も
できません!**





0120-85-5126 山形市幸町6-1 レッツ学院ビル
<http://e-dcs.jp>

《発行》

長井税理士法人 株式会社 トップマネジメント

〒993-0013
山形県長井市館町南10番57号
TEL 0238-88-9159
FAX 0238-88-9174
— 編集：事務所通信係 —
(平成25年7月27日発行)